袖ケ浦市総合運動場他施設

- 1 指定管理者が管理を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称及び所在地

ア 袖ケ浦市総合運動場 袖ケ浦市坂戸市場1566番地

イ 袖ケ浦市今井野球場 袖ケ浦市長浦580番地76

ウ 袖ケ浦市のぞみ野サッカー場 袖ケ浦市のぞみ野10番地1

エ 袖ケ浦市永吉運動広場 袖ケ浦市永吉712番地3

オ 袖ケ浦市長浦運動広場 袖ケ浦市蔵波611番地

カ 袖ケ浦市根形運動広場 袖ケ浦市下新田982番地

キ 袖ケ浦市平岡運動広場 袖ケ浦市野里1564番地1

(2) 設置目的

市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与することを目的とする。

- (3) 指定管理者が行う業務内容
 - ア 施設の利用の許可に関する業務
 - イ 施設の使用料の収納に関する業務
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - エ 施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - オ 上記に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関する業務の うち教育委員会の権限に属する事務を除く業務
- 2 指定管理者に指定する団体の概要

<代表団体>

| 名 称 | 株式会社フクシ・エンタープライズ |
|-------|-------------------------|
| 所 在 地 | 東京都江東区大島1丁目9番8号 |
| 設立年月日 | 昭和58年4月27日 |
| 資 本 金 | 5,000万円 |
| 従業員数 | 2,014人(パート・アルバイトを含む。) |
| | ※令和2年11月1日時点 |
| | 1 各種スポーツ施設の管理及び運営 |
| 主たる業務 | 2 スポーツ施設に関するコンサルティング業務 |
| 内容 | 3 各種スポーツ教室及び講習会の企画及び指導 |
| | 4 各種競技会及びレクリエーション活動の企画及 |

び指導

5 各種スポーツ用品等の販売 ほか

<構成団体>

| h 11. | |
|---------|--------------------------|
| | 袖ケ浦造園協同組合 |
| 所 在 地 | 袖ケ浦市久保田2171番地 |
| 設立年月日 | 平成17年9月21日 |
| 資 本 金 | 180万円 |
| | 156人(組合構成員全従業員数・正社員89人、パ |
| 従業員数 | ート67人) |
| | ※令和2年11月1日時点 |
| | 1 組合員のためにする共同受注及び受注斡旋 |
| | 2 組合員の取り扱う造園資材の共同購入 |
| ナたて类数 | 3 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上 |
| 主たる業務内容 | 並びに組合事業に関する知識の普及を図るための |
| | 教育及び情報の提供 |
| | 4 組合員の福利厚生に関する事業 |
| | 5 前各項の事業に関する事業 |

<構成団体>

| 株式会社ハリマビステム | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|
| 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 | | | | | |
| 横浜ランドマークタワー | | | | | |
| 昭和36年10月6日 | | | | | |
| 6 億 5 , 4 4 6 万円 | | | | | |
| 4,438人(パート社員3,229人、出向社員2 | | | | | |
| 1名を含む。) | | | | | |
| ※令和2年11月1日時点 | | | | | |
| 1 清掃業務 | | | | | |
| 2 設備管理業務(保守点検・工事営繕・環境衛生管 | | | | | |
| 理を含む。) | | | | | |
| 3 警備業務 | | | | | |
| 4 受付・広報案内業務 | | | | | |
| 5 ホテル客室整備業務 | | | | | |
| 6 管理員業務 | | | | | |
| | | | | | |

- 7 電話交換業務
- 8 車両運行管理業務
- 9 レストラン・食堂運営業務 ほか
- 3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨
 - (1) 事業計画等
 - ア 市を代行して、利用受付・許可する立場であるという自覚を持って利用者対応を行う。条例や規則等に則った「平等な利用機会」 の提供を基本とし、様々な配慮によって誰もが利用しやすい環境 となる「公平な利用機会」を確保する。
 - イ 「みんなでつくる 人つどい スポーツでかがやくまち 袖ケ浦」を管理運営の基本理念に掲げ、誰もが気軽に利用できることや、スポーツへの多様な関わり方の提供、スポーツを通じた交流人口の拡大、市民との協働、将来にわたって持続可能なスポーツ環境の整備を推進する。
 - ウ 各種媒体を活用した市内外への情報発信により施設の注目度・ 認知度を高め利用者の増加に努める。また自主事業の充実により 日頃運動に親しみのない方の利用促進を図り、もって市民の健康 づくりに寄与する。
 - エ 地域や関係機関等と連携・協働した取組により、施設のサービスや集客力の向上を図り、地域全体の盛り上がりの向上を目指す。また、利用者の声を分析し、苦情やトラブルへの対応からもサービスの向上に役立てるよう努め、利用者の満足度向上を目指す。
 - オ 主催事業の充実や施設の効果的活用を図ることで、市民のスポーツ参加を推進する。
 - カ 適正かつ計画的な施設の維持管理を実施し、安全管理及び事故 等の予防に努めるとともに、日常的な点検・整備の徹底により修 繕費等の縮減など市の財政負担の軽減にも貢献する。
 - キ 災害等の緊急時の対応については、危機管理マニュアルに基づき、日頃から危機管理意識を持って業務に当たるとともに、緊急時には利用者の安全を最優先し、施設管理者としての役割を果たす。
 - ク 再委託については、市内事業者を優先して選定し、綿密な連携

の下、適正な業務が実施できるよう体制を構築する。また、職員 の雇用に当たっても、市内在住者の雇用を優先し、地元雇用を促 進する。さらに、物品等の調達についても地元事業者からの調達 を原則とし、地域経済の活性化に寄与するよう努める。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和3年度 68,241千円

令和 4 年度 6 8 , 4 9 3 千円

令和5年度 68,241千円

令和6年度 68,241千円

令和7年度 68,493千円

- 4 指定管理者候補の選定概要について
 - (1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和2年7月1日から同年8月28日まで

イ 応募者説明会 令和2年7月17日

ウ 募集に関する質問・回答

- (ア) 受付期間 令和2年7月20日から同月22日まで
- (イ)質問件数 8件
- (ウ) 回答日 令和2年8月14日(市ホームページに掲載)
- 工 応募受付
 - (ア) 期 間 令和2年8月26日から同月28日まで
 - (イ) 応募団体 1団体

総合運動場運営パートナーズ

【共同事業体の構成】

[代表団体]株式会社フクシ・エンタープライズ [構成団体]袖ケ浦造園協同組合、

株式会社ハリマビステム

(2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ケ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説

明と質疑応答を行い、袖ケ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた総合運動場運営パートナーズを優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を 掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ケ浦 市総合運動場他施設の指定管理者として指定するものである。

指定手続条例 (抜粋)

(指定候補者の選定)

- 第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、 次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体 (以下「指定候補者」という。)を選定するものとする。
 - (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
 - (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができ るものであること。
 - (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
 - (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

$2 \sim 4$ (略)

(委員構成)

副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長(市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長)、有識者3名(PTA連絡協議会選出者、商工会選出者、千葉県中小企業診断士協会選出者)

採 点 結 果

施設名称:袖ケ浦市総合運動場他施設【公募】 応募団体:1団体(総合運動場運営パートナーズ)

| | 総合運動場運営パートナーズ |
|-------|---------------|
| | 得点数 |
| ①委員 | 205点 |
| ②委員 | 231点 |
| ③委員 | 224点 |
| ④委員 | 215点 |
| ⑤委員 | 216点 |
| ⑥委員 | 228点 |
| ⑦委員 | 218点 |
| ⑧委員 | 197点 |
| 9委員 | 2 2 4 点 |
| 100委員 | 2 2 2 点 |
| 平均点 | 218.00点 |

評価項目と配点

| - | 計 個 場 | l H | | 7117 | | | | |
|--|--|-----|-----|------|-----|-----|-----|----------------|
| 選定基準 | 審査項目 | 配点 | | 劣 | 普通 | 優 | 特優 | 審査項目別 平均得点数 |
| ① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号) | ア 平等な利用を図るための具体 的な手法 | 30 | 30 | 失格 | 18 | 24 | 30 | 19.80 |
| ② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 | ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針 | 20 | | 0 | 12 | 16 | 20 | 14.40 |
| 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 | イ 利用者の増加を図るための具 体的手法 | 9 | | 0 | 3 | 6 | 9 | 5.20 |
| 理を効率的、かつ、 効果的に行うことが できるものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号) | ウ サービスの向上を図るための 具体的手法及び当該施設の効用 を最大限に発揮させるための手 法 | 31 | 105 | 0 | 17 | 24 | 31 | 19.20 |
| | エ 施設の維持管理の内容、適確 性及び実現の可能性 | 20 | | 失格/0 | 12 | 16 | 20 | 13.50 |
| | オ 管理に係る経費の縮減効果 | 25 | | 失格/0 | 3 | 20 | 25 | 3.40 |
| ③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財産的 基礎を有するもので あること。 | ア 収支計画の内容、適確性及び 実現の可能性 | 20 | | 失格 | 12 | 16 | 20 | 12.00 |
| | イ 安定的な運営が可能となる人 的能力 | 30 | 100 | 0 | 18 | 24 | 30 | 19.50 |
| | ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤 | 40 | | 失格/0 | 24 | 32 | 40 | 26.60 |
| (指定手続条例第 5条第1項第3号) | エ 類似施設の運営実績 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 7.80 |
| ④ その他市長等が必 要と認める事項を満 | ア 個人情報保護 | 10 | | 失格 | 6 | 8 | 10 | 6.00 |
| 安と認める事項を摘 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号) | イ 危機管理 | 20 | | 0 | 12 | 16 | 20 | 14.20 |
| | ウ 再委託の管理 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 6.40 |
| | エ 地域経済の活性化 | 30 | 110 | 0 | 18 | 24 | 30 | 20.40 |
| | オ 本・支店の所在 | 10 | | 0 | 6 | 10 | | 10.00 |
| | カ 市内業者の育成 | 20 | | 0 | 12 | 16 | 20 | 13.20 |
| | キ その他の評価項目 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 6.40 |
| 合 | 計 | 345 | 345 | 失格 | 191 | 276 | 345 | 218.00 |

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ、配点を上回る加点を行う場合がある。なお、配点合計は、全てを「特優(④オについては、「優」)」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(191点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数の場合。